

議会運営委員会報告書

令和8年2月10日

備前市議会議長 西上徳一様

委員長 守井秀龍

令和8年2月10日に委員会を開催し、次のとおり協議決定したので議事録を添えて報告する。

記

案 件	調査結果	備 考
1 議会の運営に関する事項についての調査研究 ① 2月第1回定例会(令和8年2月16日招集)について ② 請願・陳情の受理状況について	継続調査	—
2 議会の会議規則、委員会に関する条例等についての調査研究 ① 備前市議会傍聴規則の一部改正について ② 備前市議会委員会傍聴規則の制定について	継続調査	—
3 議長の諮問に関する事項についての調査研究 ① 政務活動費について (1) 令和7年度収支報告書、令和8年度交付申請書(4~5月分)の提出及び審査日程について (2) 交付申請書(様式第1号)における添付書類について ② 次期(5月開催)議会報告会の開催について ③ 次期議会への申し送り事項について (1) 前期議会運営委員会からの申し送り事項について (2) 今期議会運営委員会の検討・協議事項について ④ 議会先例・事例の一部改正について ⑤ 行事予定について	継続調査	—

議会運営委員会記録

招集日時	令和8年2月10日（火）		午前9時30分	
開議・閉議	午前9時29分	開会 ～	午前10時33分	閉会
場所・形態	委員会室	閉会中の開催		
出席委員	委員長	守井秀龍	副委員長	内田敏憲
	委員	中西裕康		土器 豊
		石原和人		森本洋子
欠席委員		なし		
遅参委員		なし		
早退委員		なし		
列席者等	議長	西上徳一	副議長	山本 成
傍聴者	議員	なし		
	報道	なし		
	一般	なし		
説明員	議会事務局長	石村享平	議会事務局次長	國光裕一郎
	議事係長	青木弘行	議事係主任	田中康平
審査記録	次のとおり			

午前9時29分 開会

○守井委員長 出席者は全員です。ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

まず、1番、議会の運営に関する事項についての調査研究で①番からお願いします。

○青木議事係長 それでは、①の2月第1回定例会の運営についてともう②の請願・陳情の受理状況を併せて御説明させていただきたいと思えます。

本定例会につきましては、昨日市長より招集告示がされまして、議案が送付されております。

それでは、レジュメに沿って会期、議事日程等について御説明いたします。

別添の総括日程表（案）を御覧ください。

まず、会期につきましては12月定例会会期中に開催されました当委員会におきまして予定として日程を御協議いただいておりますとおり、2月16日月曜日から3月17日火曜日までの30日間としております。

続きまして、議事日程であります。2月16日初日の運営につきましては、別紙により後ほど詳細を御説明いたします。

一般質問につきましては、2月25日水曜日から27日金曜日までの3日間としております。週明けの3月2日に議案の質疑、委員会付託、請願の上程、紹介、委員会付託を行っていただき、議案第27号と諮問第1号の人事案件2件について採決を行っていただく予定としております。休会3月3日から12日までの間に各常任委員会において付託案件の審査等を行っていただきます。各常任委員会の開催日、予備日につきましては、日程表に記載のとおりでございます。

17日の最終日に委員長報告、討論・採決を行っていただき、全ての審議が終了した後、2月定例会でございますので、先例によりまして閉会に当たり市長から御挨拶をいただき、市長の御挨拶の後、議長から御挨拶をいただき、閉会となります。

続きまして、レジュメに戻っていただき付議事件でございますが、今定例会に提案されました市長提出議案は53件で、内訳につきましてはレジュメに記載のとおりでございます。

また、12月定例会におきまして議案第127号備前市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定については継続審査となっておりますので、御承知おきください。

次に、請願でございますが、新規に受理しました請願が1件ございます。

続きまして、審議方法でございますが、議案第27号と諮問第1号の人事案件と報告第2号及び報告第3号を除き所管の常任委員会の付託審査としております。付託案件につきましては、別添の委員会付託案件表（案）並びにレジュメの2ページ目にあります請願文書表（案）のとおりでございます。

議案第1号の一般会計補正予算（第10号）につきましては、定例会初日に御議決をいただきたいとの申入れがございましたので、2月16日の上程日に質疑の後予算決算審査委員会への付託審査、委員長報告、討論・採決をお願いしたいと考えております。

なお、議会の申合せによりまして、本会議での質疑は想定しておりませんので、御承知おき願

います。

議案第27号、諮問第1号につきましては、定例会第15日目、3月2日質疑日に質疑の後、先例によりまして委員会付託、討論を省略して採決をお願いしたいと考えております。

また、報告第2号、報告第3号につきましては、質疑日に質疑終了をもって議了となります。

続きまして、一般質問の通告期限につきましては定例会第3日目、2月18日水曜日午前10時としております。質問者数につきましては、10人から15人までを想定して日程表内に案としてお示ししておりますので、併せて御決定いただきたいと思います。

病院事業管理者への質問でございますが、事前に病院総括事務長を通じまして管理者の日程を確認したところ、2月27日金曜日の午後にとということございましたので、この日の最後をお願いしたいと考えております。よって、通告時に引かれるくじに関わらず発言順位に変更が生じる場合もございますので、御了承願います。

なお、通告者の総数や予定外のことが生じた場合には再度議会運営委員会で御協議いただくこともございますが、お集まりいただく時間的な余裕がないなどのときは議長において御決定いただくことを御一任いただきたいと思います。

続きまして、質疑の通告期限につきましては、以前御案内させていただいたとおり定例会第5日目、2月20日金曜日午前10時としておりますので、御留意ください。

なお、議会の申合せによりまして、議案第2号、議案第17号及び報告第1号につきましては本会議での質疑は想定しておりません。

続きまして、会議録署名議員でございますが、9番森本議員、10番石原議員、11番立川議員を指名させていただきたいと考えております。

それでは、引き続き2月16日、初日の日程について御説明いたします。

別添の第1日目の日程表（案）を御覧ください。

定例会の開会に当たり、議長、市長、教育長から諸般の御報告をいただき、日程1で会議録署名議員の指名、日程2で会期の決定の後、日程3で議案を上程、市長から提案理由をいただきますが、2月定例会でございますので、提案説明に先立ち施政方針演説を行っていただきます。日程4で先ほど触れました議案第1号の質疑、委員会付託を行っていただき、本会議を休憩していただきます。本会議休憩中に予算決算審査委員会において審査を行っていただき、審査終了後、本会議を再開いただき、日程5で委員長報告、日程6で討論・採決を行っていただき、散会となります。

引き続きまして、②請願・陳情の受理状況でございますが、昨日までに新規に受理した請願につきましてはレジュメの2ページ目に記載しております請願文書表（案）のとおり請願第20号今こそ選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書提出に関する請願、紹介議員は松本議員、付託委員会は厚生文教委員会とございます。

陳情につきましては、本日までに陳情第59号、陳情第60号の2件を受理しており、既に議

員の連絡箱へ配付しておりますので、御確認いただきたいと思ひます。

①番、②番につきましては以上でございます。

○守井委員長 以上で何か質疑なりございませんでしょうか。

○土器委員 今回はいつもよりも早いですね、市会議員の選挙があるから早くしたわけですか。逆に言うところこういう形で今後とも日程が組めるのでしょうか。

○守井委員長 いつもより1週間ほど早い。

執行部側と相談してそうなったと思うけど、その辺の事情を説明してやってください。

○石村議会事務局長 2月定例会につきましては、毎年後半に学校行事とかぶりますので、日程を早くしていただきたいという申入れは常にできております。今回は、御協力をいただけたということで日程が早く組めたということでございます。毎年このようになるかどうかはお約束はできません。

○土器委員 逆に言うところこういう形の日程も組めるということですね、今後執行部は。執行部に聞いてみないと分からないと思うけど。

○石村議会事務局長 そういうことなんですというのは執行部に聞かないとこちらでは何ともお答えはできかねるということでございます。

○森本委員 市長の施政方針演説の原稿等は、されるときには頂けるのでしょうか。

○青木議事係長 初日には議席に配付できる準備で今執行部は進めておりますので、そのようにしていただけるようにお伝えしたいと思ひます。

○森本委員 16日たしか確定申告が入っていると思うので、車が過去にもトラブルがあったので、できるだけ市民センターのほうの駐車場へ行くように皆さんにお知らせされたほうが、ひょっとぎりぎり来られた方というのはもう止められなくなる状況もあるかと思ひますので、お願いしたいと思うんですけど。

○青木議事係長 ありがとうございます。その旨を今日決定いたしました議運の結果通知と併せて議員の皆様には御周知したいと思ひます。

○中西委員 補正予算の即決ということになるが、ここで出てくる補正予算の説明から思うと多分新規事業みたいな形でのものになってくると、新規事業シートについては2月定例会の即決のときの委員会の日に出てくるということになるのでしょうか。

○青木議事係長 間違いなく2月16日に、初日には間に合うように今執行部も調整しておりますので、できる限り早く提出いただければSide Books等で議会側としても知ることができますので、遅くても初日には皆様のお手元に新規事業シートはあると思ひていただければと思ひます。

○守井委員長 ほかにはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

そういうことでお願いいたします。

続いて2番、議会の会議規則、委員会に関する条例等についての調査研究をお願いいたします。

○青木議事係長 それではまず、①の備前市議会傍聴規則の一部改正についてということでございます。

こちらにも改正案をつけておりますので、そちらを御覧いただければと思います。

こちらの改正案につきましては、昨年の11月27日開催の委員会で一度お示しさせていただいて、若干御説明もさせていただいておりますけれども、昨年の2月に全国市議会議長会におかれまして、標準市議会傍聴規則の一部改正が行われたことによりまして、本市議会の傍聴規則を全国市議会議長会がお示しされた標準の傍聴規則に準じた改正を行おうとするものでございます。

今回の改正に当たりましては、地方自治法などの国の法令改正に伴うものではございませんので、改正時期に法的な制約等特にございませぬし、また改正する必要があるかどうかも含めて御協議、御決定をいただきたいと思っておりますが、事務局といたしましてはできる限り標準の傍聴規則に準じた形で改正をしたいと考えておるところでございます。

なお、本件につきましては本会議での議決は特に必要ございませぬので、こちらの議会運営委員会で御承認がいただければ議長決裁をいただいた後に公布の手続を事務局において進めさせていただきますと考えております。

それでは、別紙の新旧対照表(案)を御覧いただきたいと思っております。

まず、第3条、傍聴の手続についてであります。現在は受付簿に住所、氏名、年齢を記入いただくこととしておりますが、個人情報保護の観点等から年齢までは必ずしも必要ではないと考えて削除するものでございます。

なお、コロナ禍の際には連絡が取れるようにということで電話番号を記入いただいたこともありますので、その他議長が必要と認める事項という文言を追加し、必要に応じて記入いただく項目を追加できるようにさせていただいております。

次に、第4条、傍聴人の定員についてであります。第1項は現状の傍聴席に合わせた改正としております。

第2項につきましては、コロナ禍において本市議会でも入場制限をされておられましたので、実際の運用上傍聴人の数の制限が必要な場合も想定されることから、その旨の規定に改めるものでございます。ただし、会議公開の原則との関係から安易に傍聴人数の制限が行われることのないよう、大規模な災害、重大な感染症の蔓延に限定させていただいております。

次に、第6条、傍聴席に入ることができないものについてであります。第1項第2号につきましては視覚的に会議の妨害となるものを限定している旧第3号の規定を恣意的行為のために使用されるおそれのあるものに限定するものでございます。例示といたしまして、ビラ、プラカードなどを明示しております。

第2項及び第3項につきましては、県や町村議会ではこの規定をもう既に明示されており、市議会議長会におかれましてはこれまで規定されていなかったようでございます。このたび県、町村議会の同様の規定を設けられたことによりまして、本市議会においても追加するものでございます。

旧第2項、児童及び乳幼児の入場につきましては、市議会議長会におかれまして子育て世代が議会を傍聴する上での障害となるとの意見や、主権者教育の推進など昨今の社会情勢を踏まえて削除されたことによりまして、本市議会においても削除するものでございます。

次に、第7条、傍聴人の守るべき事項についてであります。第1号につきましては市町村議長会では当然のこととして静粛という用語は明記しておられませんでした。県、町村議会は従来から規定されており、また事務局職員が傍聴人に対して説明を行うときの利便性や傍聴人にとっての分かりやすさを考慮し、追加されましたので、本市議会においても追加したものでございます。

第2号につきましては、第6条で恣意的行為に係る禁止物を具体的に規定することを踏まえ、旧第1号と旧第3号を統合し、包括的に規定したものでございます。

第3号及び第4号につきましては、旧第7号及び旧第5号と同様の規定でございます。

第5号につきましては、旧第6号と旧第8号を統合したものでございます。

旧第2号を削除いたしましたけれども、こちらのほうは表現が古めかしく、傍聴人にとって分かりにくいことから削除いたしましたけれども、第1号で静粛にするということを規定することにより、そういった事態への対応は可能であると考えております。

旧第4号につきましては、性別、年齢、障害の有無等を理由に傍聴の機会を制限しないために削除いたしました。が、議事妨害や他人に迷惑を及ぼす服装であれば第5条や本条のほかの規定によりまして対応が可能であると考えております。

次に、第8条、写真の撮影、録音、録画、放送等の禁止につきましては、誰でも簡単に写真や動画を撮影、さらには動画配信できる技術が普及している現状を踏まえまして、傍聴人の分かりやすさの面から表記を改めるものでございます。

次に、第9条、傍聴人の退場につきましては、最も時間的即時性が強く、何を差し置いてもすぐに行わなければならないという意味の直ちにと改めるものでございます。

なお、附則といたしましては、公布の日から施行するというようにしております。

○守井委員長 傍聴規則の中で皆から何か御意見ございますでしょうか。

○石原委員 第8条で新旧比べてみますとさっきもちらっとおっしゃられるけど、放送等という、放送が加わっているのかなと、ワードが。放送というは何ですかね。配信。

○青木議事係長 どちらかという配信というほうが近いと思います。すぐそのままユーチューブとか動画サイトで発信できますので、そういったことで放送と。これまでは撮影、録音だけなので、自分で持っておくだけという解釈になると思います。それを持ったものをすぐ配信される

という技術も今発達しておりますので、そちらを禁止するというものになります。

○守井委員長 ここは文面が撮影し、または録音、録画等という切っているのも一体にしたという感じの文書になっているのと、放送が入ったということですね。放送、これ全国市議会議長の文面がこういう文面になっとんでしょうか。

○青木議事係長 こちらのほうが標準市議会の規定になっております。

○石原委員 特に議長の許可を得たものはこの限りではないという文言もありますけれども、基本でも原則マスコミ関係者ということで、一般の方がもし議長に許可を求めた場合、許されるケースもあり得るということで。

○青木議事係長 必ずしもないとは言い切れませんが、そのときは議長がまた議会運営委員会に諮って御決定されるものと考えております。

○守井委員長 ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

このように変更ということでよろしくお願いいたします。

○青木議事係長 2番の②、備前市議会委員会傍聴規則の制定についてということで、ほとんど議会の傍聴規則と変わりはありません。基本的にそちらを準用した形でこの委員会傍聴規則を改めて制定させていただき案とさせていただきます。

それでは、委員会傍聴規則と案を御覧いただきたいと思います。

委員会の傍聴規則に関して必要な事項につきましては、議長が別に定めると委員会条例には規定されていることから、その取扱いにつきましては平成17年4月議員協議会において御決定をいただき、その後18年9月に一度議運において改正をされております備前市議会委員会傍聴取扱要綱によりましてこれまで運用してきておられます。今回お示ししている案につきましては、先ほどの本会議の傍聴規則を御決定いただきましたけれども、本会議の傍聴規則に準じた内容で制定されてはどうかと考えております。

また、あわせてこれまで先ほど言った取扱要綱ということで運用してきておられますが、本会議の傍聴規則と同様に規則として告示して運用されてはどうかと考えており、提案させていただくものでございます。

附則といたしましては、本会議と同様公布の日から施行するというようにさせていただきます。

内容につきましては、先ほどの本会議の傍聴規則と同様のものになっております。

○守井委員長 今までは要綱で運用していたものを規則に改めましょうということですが、皆さんよろしいですか。

特に要綱でも別に差し支えがないように思う、何か差し支えありますか。

○青木議事係長 委員会条例で議長が別に定めるとありますので、要綱でもよろしいかとは思いますが、ただ今回は前回の要綱もそうですけれども、一般の市民の方の入場の制限であ

るとかといったものもございますし、もともと条例で議長に委任するというような形になりますので、要綱とか要領であるよりは規則、告示して皆様にお知らせすると。本会議の傍聴規則と同じ扱いのほうがよろしいかと事務局では考えております。

それから、今の取扱要綱ですと、委員会につきましては傍聴証をつけていただいておりますけれども、今回これで認めていただければ傍聴証というあかしみたいなもの、そちらは必要なくなるということで運用をさせていただきたいと考えております。

○守井委員長 よろしいか、皆さんそういうことで。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように改定していただいで進めてやってください。

公示は1週間かな、10日かな。

○青木議事係長 今日御決定いただきましたので、これから議長決裁をいただく準備をして、それから公布するということになりますので、時間的にははっきりとはまだ申し上げにくいですが、初日には間に合うように手続をさせていただきたいと考えてはおります。

○守井委員長 そのようにお願いいたします。

続いて3番お願いします。

○國光議会事務局次長 議長の諮問に関する事項についての調査研究で、1番、政務活動費についてです。

令和7年度の収支報告書と令和8年度の交付申請書、これは議員の任期がありますので、4月分、5月分、2か月分の提出についての期限と審査日程についてお諮りたいと思います。

提出期限は令和8年度交付申請書、4月、5月分、2か月分については4月1日水曜日、それから令和7年度収支報告書、1年分については4月7日の火曜日とさせていただければと思っています。

それから、令和7年度の収支報告書が皆さんから出ましたら、事務局で精査しまして4月17日金曜日9時半から議運で御審議願えればと思っています。

○守井委員長 今回は4月、5月、任期は5月31日までということで2か月分を一回出さなくてはならないということですが、4月1日、年度が始まってすぐということですが、皆さんこれでよろしいですか。

例年決算は4月の第1週で出すことになっていると思うので、これは予定どおりだと思うけど、交付申請が4月1日ということで例年より早いという感じがしますけども。

もし交付申請したときに仮払いはいつ頃になるか。4月末になるか、5月になる。任期が2か月しかないから早めにしなないと具合が悪いという感じがするけど。分かる。できるだけ早めにしてあげるようにしないと、5月末であれだから。もう済んだらすぐ決算出さないかんと思うので。

この2か月の決算はまた今後決める。令和7年度収支報告書、令和8年度の報告書を出さない

けない話があると思うけど。

○**國光議会議務局次長** 8年度の4、5月分のお振込は例年5月20日頃です。8年度の収支報告は1年分まとめて来年のこの時期になろうかと思っています。

○**守井委員長** 分かりました。

○**土器委員** 前は4月、5月分だけは先に出さないとおえんと思よった。仮に続けて議員できたらもう4月から3月まで1年後に報告したらいいですか。

○**國光議会議務局次長** そのとおりでございます。

○**守井委員長** それは別でしょう。

暫時休憩します。

午前10時06分 休憩

午前10時07分 再開

○**守井委員長** 委員会を再開いたします。

○**國光議会議務局次長** 詳しくは後日お知らせしますが、4、5月分に交付したのものについてはその報告書は6月か7月の期限を切って提出していただきます。引き続きの方で6月から残りの分についてはまたこの時期に別に報告していただいて、審査は同時に行うというスタイルではないかと今想像しています。後日詳しく報告します。

○**守井委員長** 取りあえず8年の交付申請と7年度の収支報告はこの予定ということでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのようにお願いいたします。

○**國光議会議務局次長** 政務活動費の(2)番の交付申請書様式1号の書類について、お手元に今までの申請書の様式がございます。様式1号がお手元にあると思うんですけど、政務活動費は月額2万5,000円とすると決まっておりますことから、ほとんどの各市が収支予算書、それから事業計画書を添付しないということで運用しておるところが多うございますので、備前市もそれに倣い、もう収支予算書と事業計画書を省こうと思います。ですから、今回でいうと令和8年度4、5月分でいうと2万5,000円掛ける2か月分ということで5万円ということを書いておくだけで特に収支・事業計画書をつけていただかなくてもよいのではないかと考えております。その規則の改正をここで承認していただければ議長の決裁を受けてそのように今回からしたいと考えておりますので、お諮りいただければと思います。

○**守井委員長** 他市の事例に見習って活動計画書と収支予算書を添付しない方向でという御意見でございますけど、皆さんよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように手続を進めてやってください。

次の2番、次期議会報告会の開催について。

○**國光議会議務局次長** 前回の議員改選の折と同様に、5月の議会報告会については中止しております。今回どうされるのか、お諮り願えたらと思います。

○**守井委員長** この2月の定例会に続いて5月1日に広報が出るということで、それに合わせてということで条例、先例によってやることになつとんですけど、5月10日告示の17日投開票ということですから、皆さん無理かなと思うけど、今回5月の分は休止すると、お休みすることによろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そういうことで5月については中止ということで。

次、3番の次期議会への申し送り事項についてお願いいたします。

○**青木議事係長** それでは、(1)番、(2)番になります。前期議会運営委員会からの申し送り事項、それから今期の議会運営委員会の検討協議事項についてでございます。

別紙をおつけしておりますので、御覧いただければと思います。

1ページ目の上段が前期の議運からの申し送り事項14件となっております。下段がこのときの委員会におきまして協議はしてこられましたけれども、御決定までには至らず、今後検討していくとされた案件でございます。

続いて、2ページから3ページ目にかけてが今期の委員会で御協議をされてきておられます案件となっております。議場とか委員会での水分補給など、既に御決定いただいた案件もあるとは思いますが、御確認等も含め記載させていただいておりますので、改選後の議会へ申し送るべき事項がございましたら御決定いただきたいと思っております。

ただ、これ今日全てを全部また見ていただくことはできないかと思っておりますので、先ほど政務活動費の審査をいただく日にちが4月17日と御決定されましたので、そのときに最終決定をいただければと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○**守井委員長** 1、2の議会運営委員会の検討協議事項、それから申し送り事項の2件について、4月17日までにとということによろしいでしょうか、事務局。

○**青木議事係長** 4月17日までで御決定いただきたいと考えております。

○**守井委員長** 議会中にも恐らく議会運営委員会をやるときがあるからそのときぐらいまででいいかと思うので、できるだけ早めに決めるんだったら決めたっていいと思うので、皆さんこれまた目を通しておいってください。議会中にある議会運営委員会で決めたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。何かあったらまた事務局のほうへ連絡していただきたいと思っております。

次、先例事例の一部改正についてお願いいたします。

○**青木議事係長** それでは、こちらも別添の新旧対照表(案)を御覧いただきたいと思っております。

A3の縦のものでございます。

前回の委員会でもお示しさせていただき、それから修正、加筆させていただいたものを今回御提案させていただいております。

まず、現行の6、付議事件についてであります。招集告示につきましては地方自治法によりまして市長は告示しなければならないということになっておりますけれども、定例会におきましてはその付議事件についてまで告示をしなければならない規定がございませんので、削除されてはいかがかと考えております。

次に、現行の15、会議時間の変更についてであります。こちらは前回の委員会ではお示しできていなかったものであります。会議時間の変更につきましては、議長の専決事項ではございますが、本市議会におかれましては原則会議に諮り決定することとされております。現行では延長の可能性が予測されるときは議会運営委員会で協議することとなっておりますが、実際の運営におきまして例えば一般質問の場合においては委員会で協議されることなく議長が会議に諮って決められていることなどから、その点を削除するものでございます。

次に、現行の20、こちら前回もお示しさせていただいております。市長提出議案についてあります。市長提出議案につきましては招集告示日に議員に発送されることに変更はございませんが、招集告示日の後に提出された議案につきましては、追加議案として取り扱うことを規定したものに改正させていただいております。

次に、現行の55、本会議への出席説明員についてであります。前回御指摘いただき修正させていただいたものとなります。

次に、現行の57、数個の条例改正を一つに提案された場合の付託についてであります。一つの議案を複数の委員会に分けて審査を委ねる分割付託につきましては、議案不可分の原則に反しできないと解されていることから、改正をするものでございます。本件につきましては、連合審査会のことについて前回御提案いただきましたので、解説を追加しております。

また、こちらにはお示ししておりませんが、過去に開催されている案件につきましては事例として数件掲載することといたしております。

次に、現行の65、質疑、一般質問の発言順位についてであります。前回御説明させていただいたように答弁者として病院事業管理者や監査委員など要求された場合にはその方々と日程を調整させてもらっていることから、必ずしも抽せん順とはならず、変更もあり得るということでただし書を追加しております。

次に、現行の80、会議録署名議員の件についてであります。前回議会運営委員会の決定に基づき会期の冒頭において3名ずつを指名していくと御提案させていただきましたが、その後改めて事務局で見直しをしたところ、実際の運用について分かりやすくさせていただくための改正とさせていただきます。

次に、現行の88、会議録の写しの設置についてでございます。今回新たに御提案させていただくもので、実際こちら会議録の写しにつきましては議会図書室、市立の公民館にも設置しておりますことから追加するものでございます。

次に、現行の99、委員外議員の委員会の傍聴についてであります。前回委員のほうから委

員外議員の委員会での発言のことが議題となりました。委員外議員の発言につきましては、会議規則、こちら第117条第2項の規定によりまして、委員会は委員でない議員から発言の申出があったときはその許否を決めると規定されております。よって、委員外議員の発言につきましては委員長の許可ではなく委員会の許可が求められますので、そちらのほうは御理解いただきたいと思っております。

この規定に基づく本市議会の申合せとして前回もお伝えさせていただきましたけれども、発言希望者は付託された議案に限り開催前日の午後5時までに文書により通告する。②に委員会で許可された者についての発言は1開催につき1回限りで、発言時間は1分以内とするとされておられます。したがって、現行の99につきましては、こちらはあくまでも傍聴に関する規定でございますので、本市議会では原則先ほど傍聴規則の制定もありましたけれども、公開することとされておりますので、こちらは削除されてはいかかかと考えております。

ちなみに全国市議会議長会の標準の委員会条例の傍聴に関する規定におきましては、委員会は議員のほか委員長の許可を得た者が傍聴することができるかとあります。このために議員は特別に手続等をしなくても自由に傍聴ができるという取扱いが標準のほうではございます。ただし、こちら備前市のほうはそのようにはなっておりませんが、基本傍聴を公開ということもございますので、こちらは削除させていただいてもよろしいのではないかと考えております。

最後に、改正案の一番下になりますけれども、各委員会はこれまでも原則公開とされておりますので、新たに先例として追加してはどうかと考えております。

附則といたしまして、令和8年6月1日、次の改選期の新たな議会からとしております。

今回お示ししているのは以上でございますけれども、これ以外にもまた事務局においていろいろ先例とか申合せ等を見直す、調べていく上で内容点等変更等がございましたら再度またお示しをさせていただき、議会運営委員会において協議いただきたいと思っておりますので、その際はよろしくお願ひしたいと思っております。

○守井委員長 この先例・事例の改正について、これは今日決定しなくても大丈夫ですか。

○青木議事係長 本日すぐというわけではございませんので、こちらは先ほどの政務活動費の審査を行っていただく日までにお願ひしたいと思っております。その後決定したものをまた調整していかないといけませんので、そのときまでにはお願ひしたいと思っております。

○守井委員長 先ほどの議会運営委員会の協議事項、申し送り事項、あの決定と同じ時期に決定するという進めさせていただくということで、皆様方もこの事例の改正についてはまた検討しておいていただけたらと思っております。

一番最後の8の会議録署名の話ですけど、会期ごとに議席の若い者から順に3名を指名していくのが例であるという文面ですが、常に1番からという意味ではなくて順番にという意味になると思うけど、その辺の解釈の読み方は。

○青木議事係長 委員長言われたとおり常に1番、2番、3番ではございませんで、輪番として

1、2、3が終われば4、5、6と回していくという意味の改正でございます。

○守井委員長 分かりました。そういう解釈です。

特に今皆さん方ここで何か聞いておきたいと、あるいはどうかなということ、御質問ございましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

今日は決定しないと。また、読んでいただいております何か疑問点等があったら事務局へ問い合わせさせていただいて、決定はこの先例、申し送り事項等についての決定と同じ時期にしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

5番、行事日程について。

○青木議事係長 本日現在でございますけれども、行事予定をレジユメのほうに記載させていただいております、2月12日、あさって厚生文教委員会が開催されるということでございます。翌日13日金曜日に総社市議会、こちら個人視察になりますけれども、行政視察にお見えになられます。備前市美術館に行かれるようでございます。

16日に定例会初日になります。18日水曜日、産業経済委員会が東京で行われると、議長が出席されます。

2月27日、こちらは初めてになるかもしれませんが、東備消防組合が当初予算の説明をさせていただきたいという申入れがありまして、一般質問の3日目になりますけれども、本会議散会後に委員会室で行っていただきたいと思っております。

次、3月に入りまして24日火曜日、東備消防組合議会定例会が1時半から議場で行われます。

あとは御覧のとおりとなっております。

○守井委員長 2月27日の東備消防組合の当初予算説明は何か特別なことがあるんですか。今までは特になかったように思うけれども。一般的な予算ですか。その辺はどんなんですか。

○石村議会事務局長 東部消防組合につきましては、常任委員会がございませんので、1日の会期で当初予算を御決定いただくのはいかがなものかという御意見がありまして、東備消防組合のほうから和気町所属議員と、備前市から選出されている議員に向けてそれぞれ説明をしたいというお申入れをいただいております。

○守井委員長 これは和気町と合同でやる話ですか。それとも、備前市議員だけ対象か。

○石村議会事務局長 今回は別々にされるということで、和気町議員と備前市選出の議員と別々に日程を組まれております。

○守井委員長 行事予定の中で皆さん方からの質問か何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

取りあえずやってみるということであるなら、やるんだったら一緒にやるべきじゃないかなという感じはせんでないけどね。組合議会の委員が別々のところで話を分かれて聞くような話にな

と思うんで、都合によったら話の内容が違ふんかもしれんような話になっても具合悪いなという感じがするから、せっかくするんだったら一緒にしたほうがいいんじゃないかという感じはするけど、初めてのことだからやってみてからという、いろいろあるんじゃないかなと思います。取りあえずやってみるということで。

その他で、事務局のほうからその他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

皆さん方からその他で何かありませんでしょうか。

○土器委員 議員の報酬を上げてもらうというのはもう今期は出さんのですか、議運からというんか、議会から出さんのですか。

○守井委員長 どっかに先例か何かの中に残ってないですか。

事務局、何か残っとりませんか。先例か何かの申し送り事項か何かの中に。

○青木議事係長 議会の申し送り事項の中の1ページ目の一番下に議員報酬の増額改定についてということで令和5年9月と11月に同じような協議されておりますので、そちらをまた申し送るということであれば申し送っていくと。今期でまた結論を出そうと思えばもうここで決めていただくしかございません。

○土器委員 私は上げてほしいというのを出したほうがええと思う、報酬を。

○守井委員長 どういう形で。

○土器委員 決めてきとるわけ、報酬を上げてください。だって物価高いいろいろあるが。どんどんどんどんあれじゃもん。前にも話したけど、私が議員出たとき、平成9年の水揚げ、全部で600万円か、610万円あった。今はない。今政務活動費を入れて580万円ほど。私らはいよ、年金とかもらいよるから。これから新しい若い議員が出るようにするなら報酬上げたらにゃおえんと思う。

○守井委員長 それもあるかもしれん。

○土器委員 何回も議長に言うたよ。議長が言よったんじゃけど、なかなか出さんのよな、ああじゃこうじゃというて。出しましよや。間に合うんじゃったら、まだ。

○守井委員長 今後検討してもらおうということで残していっとたらいいんじゃないん。

○土器委員 じゃなかったら一般質問でさせてもらおうかと思ひよんじゃ。もう議運で皆さん出すようにせんのじゃったら。私はほんまそうせにゃあれですよ、これから若い人が出るのはもう大変じゃと思うよ。昔のほうが、もう旧備前市のほうがええんじゃもん、そりゃ。

○中西委員 申し送り事項で上がっているように、まだ十分委員会、土器委員の御意見はもっともですけども、議会の中で十分練られたところではないということと、それからもう一つは他市の状況も含めてこの間議員の歳費の問題については市民の物価高の中での市民感情もありますし、周辺調査も必要かということからすると、次期に持ち越すことになって調査研究をするということにするのがいいんじゃないかなというような感じはします。

○土器委員 多分次になってもできんでしょ、同じことを言うて。ずっと今まで何回も審議しとんじゃけ、前へ進まんわけじゃもん。

○中西委員 そういう意味では周辺調査も含めたものはされてませんわな。それは来期やってみてもいいんじゃないですか。

○土器委員 私はもう早く出したほうがいいと思いますけどね。今言うようにそういう形で決めたらもうしょうがない。ただ、私は次の一般質問でさせてもらおうかと思いつたんじゃけど。

○守井委員長 皆さんどうですか。検討事項ということで残しておくということで、取りあえずは。市民感情も本当あるところもあるでしょうし、もしやるのであれば本当にそういうところからも意見を聞きながら、あるいは他の市町……。

○土器委員 私が一般質問してもよろしいですか。それじゃねえと決めたことを、議運で決まったことをできんから。

○中西委員 僕は委員長の言われるとおりでいいと思うけど、土器委員が一般質問されたいというのであればそれは我々がするなとかやめなさいというような立場ではありませんので、それは土器委員の御意見の中でされたらいいんじゃないですか。

○土器委員 了解取っとらんと後で叱られるからな。

○中西委員 叱る、叱らないというような問題じゃないと思うんで、大丈夫ですよ。

○守井委員長 一般質問でしたら。

ほかに何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

以上で議会運営委員会を閉会といたします。

午前10時33分 閉会